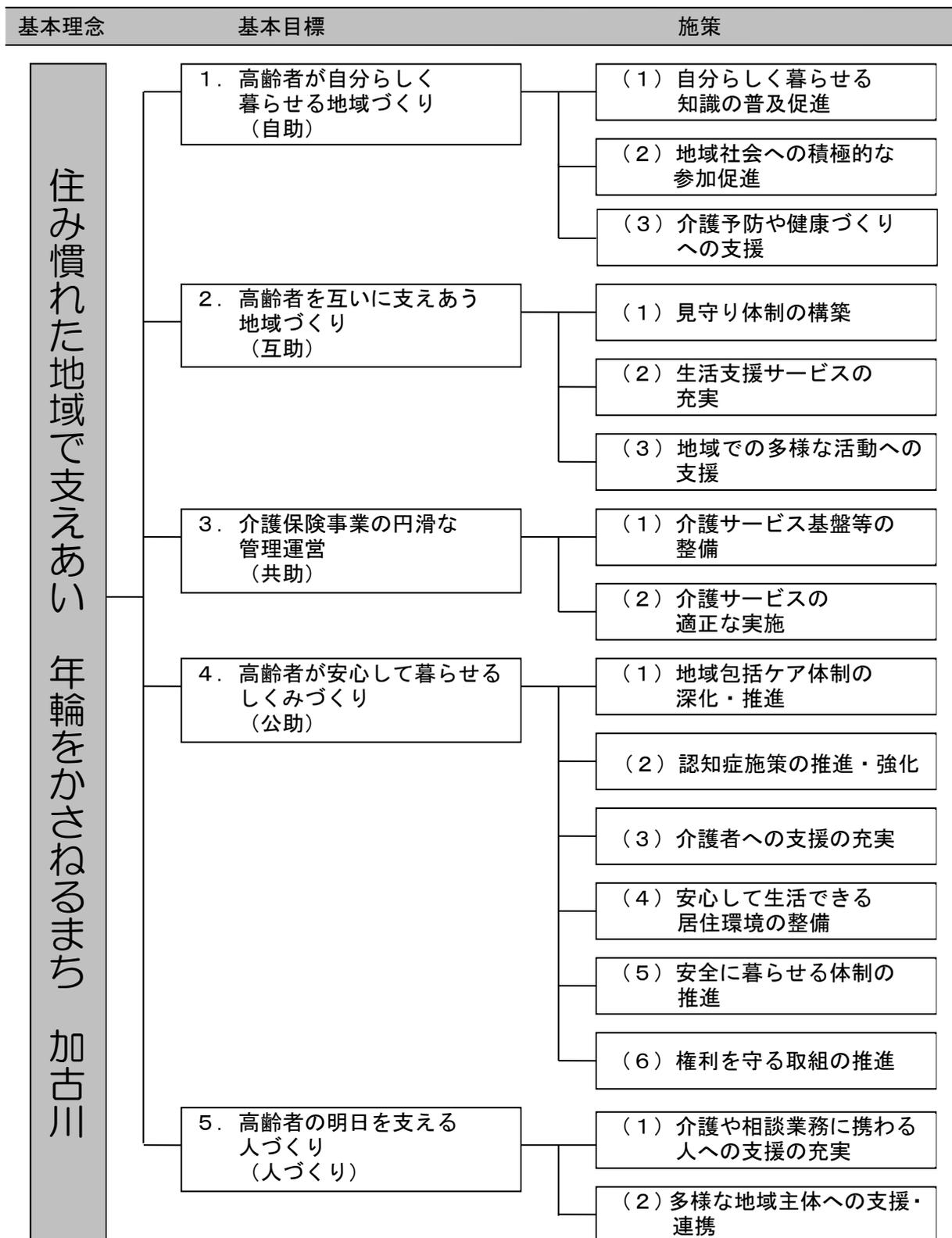


第4章 施策の展開

計画の体系

5つの基本目標のもと、以下の体系で施策を展開していきます。



施策の展開

施策一覧

基本目標 1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり 【自助】

施策（1）自分らしく暮らせる知識の普及促進（49 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムについての知識の普及啓発 ●人生会議（ACP）に関する知識の普及啓発 ●自立についての考え方の普及啓発
②	自立支援のための知識や技術習得への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度やサービスの利用に関する出前講座等の実施 ●介護に関する技術・知識や健康管理などを学ぶ家族介護講座の実施
③	介護サービスに関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険ガイドブックなどのパンフレットの作成・周知 ●広報かこがわや市ホームページなどを活用した情報提供の実施

施策（2）地域社会への積極的な参加促進（51 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な学びの機会の提供と成果を発揮する機会の設定
②	文化・スポーツ活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で行われる各種イベントの情報提供や参加機会の充実 ●高齢者の文化・芸術活動の支援 ●気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及促進
③	雇用・就労相談への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークとの連携等、高齢者の職業相談窓口の充実 ●「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った制度の普及啓発 ●高齢者の就労的活動への支援 ●シルバー人材センターの事業支援や連携強化

施策（3）介護予防や健康づくりへの支援（53 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護予防活動へつなげる支援	<ul style="list-style-type: none"> ●閉じこもりなどの何らかの支援を要する人の把握・支援
②	介護予防の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防の基本的な知識の普及啓発 ●介護予防の普及啓発のための講座の開催（運動、栄養、口腔など）
③	地域における介護予防への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防に関する住民主体の通いの場などへの支援 ●介護予防に関する住民主体の通いの場などについての情報提供 ●住民主体で活動をする団体のボランティアなどの育成支援 ●介護予防に資する取組への参加やボランティアなどへの「かこがわウェルビーポイント」の付与

No.	項目	事業・取組の内容
		●多様なニーズに対応する介護予防活動についての調査・研究
④	リハビリテーション活動による支援	●介護予防の取組への専門職派遣などの支援 ●理学療法士などのリハビリテーション専門職との連携

基本目標 2 高齢者を互いに支えあう地域づくり 【互助】

施策（1）見守り体制の構築（57 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	見守りネットワークの構築	●民間事業者との見守り協定の推進 ●要介護高齢者宅への訪問活動の実施 ●緊急通報システムの普及啓発 ●認知症高齢者等の見守りネットワークの推進
②	地域ぐるみの見守りへの支援	●一人暮らし等高齢者見守り活動事業（どないや訪問）の推進 ●地域における支えあい体制の推進 ●ゆるやかな見守りの啓発

施策（2）生活支援サービスの充実（59 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	生活支援サービスシステムの整備	●地域の高齢者支援のニーズや社会資源の状況把握 ●地域包括支援センターや民間事業者、NPOなど多様な関係機関との協働による支援・ネットワークづくり ●ボランティアの発掘や育成 ●地域での生活支援の体制を検討するささえあい協議会の運営の支援 ●介護予防・生活支援サービス事業の普及啓発 ●介護予防・生活支援サービス事業の新たなサービスの検討
②	地域組織などの支援・連携強化	●町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどの支援及び連携強化 ●地域組織への福祉制度に関する研修機会の提供や情報提供

施策（3）地域での多様な活動への支援（61 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域活動への支援	●多様な地域活動を行っている団体への活動支援 ●地域、小中学校区を核とした多様な交流事業、イベントの支援
②	移動サービスの支援	●地域住民や民間事業者による移動サービスへの支援

基本目標3 介護保険事業の円滑な管理運営

【共助】

施策(1) 介護サービス基盤等の整備 (63 ページ)

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービス基盤等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者数の増加、介護サービスにおける需要・供給の動態等に対応した計画的な基盤整備の推進 ●介護施設等の安全性向上、災害対策強化への支援 ●在宅生活を支える事業者への支援 ●共生型サービス、看取り環境の整備推進

施策(2) 介護サービスの適正な実施 (65 ページ)

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス事業者に関する情報開示 ●相談対応・解決のための体制の充実 ●介護サービス事業者への情報提供および補助制度等の活用支援
②	要介護認定と介護保険給付費等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定の適正化 ●ケアマネジメント及び介護サービス提供体制の適正化 ●介護報酬請求の適正化
③	介護サービス事業者への指導・監督等	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス事業者への適切な指導・監査の実施 ●指導・監督を行うための専門性の高い知識を持った職員の確保・育成 ●オンライン等の活用による制度の周知

施策の展開

基本目標4 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり

【公助】

施策(1) 地域包括ケア体制の深化・推進 (69 ページ)

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域包括支援センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの人員体制や環境整備の強化 ●医療、介護、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、地域団体等との連携強化 ●個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題に対応する各種相談機関との連携強化 ●地域包括支援センター間の連携強化 ●地域ケア会議による地域課題の抽出、分析及び対応の検討 ●自立支援、介護予防、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進

No.	項目	事業・取組の内容
②	医療・介護連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●連携における課題やサービス資源の抽出 ●二次医療圏域内での行政間の連携 ●在宅医療・介護連携による切れ目ない支援の実施 ●人生の最終段階における在宅看取りについての調査・研究 ●在宅医療の実施に係る体制の整備の検討、関係専門職の人材の確保・養成の推進 ●ICT等を活用した要介護者に関する情報の共有及び各機関の連携 ●民間企業とも連携し人生会議（ACP）を様々な世代へ普及啓発
③	地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援型ケアマネジメントの推進 ●多職種連携による地域ケア会議の推進、地域課題の発掘、課題解決に向けた施策の展開

施策（2）認知症施策の推進・強化（72 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	認知症への理解を深めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症に関する理解促進 ●相談先の周知 ●認知症の人本人や家族からの発信支援
②	認知症の予防	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ●認知症予防に関する実証実験への協力
③	医療・ケア・介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●早期発見の体制づくり ●早期対応体制の充実 ●医療体制の整備
④	介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人の介護者の負担軽減の推進 ●ICTを活用した見守りの推進
⑤	認知症バリアフリーの推進、社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支援体制の強化 ●「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」の推進 ●チームオレンジへの支援 ●成年後見制度の利用促進
⑥	若年性認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●若年性認知症の特性に配慮した支援（受診・受療、経済的、日常生活、就労・社会参加支援など） ●関係機関との連携による適切な支援

施策（3）介護者への支援の充実（77 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護者のつどいの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターによるさまざまな介護者のつどいの実施
②	介護用品の支給・貸与	<ul style="list-style-type: none"> ●介護用品支給事業の実施 ●短期車いす貸与事業の実施

施策（４）安心して生活できる居住環境の整備（78 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活援助員（L S A）の配置による高齢者住宅等安心確保事業の実施 ●新たな見守り支援策の調査・研究
②	住宅改造への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅改造費助成事業の実施 ●介護保険サービス（住宅改修費支給）との一体的な活用支援
③	在宅福祉事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問理美容サービスへの助成 ●養護老人ホームショートステイの実施 （介護保険サービスの短期入所サービスとは異なります。）
④	住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ●「加古川市住生活基本計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」及び「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」による高齢者等対応仕様の住宅整備の促進 ●市営住宅の住替え促進と住宅確保のための優先選考
⑤	移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性とニーズを踏まえた、公共交通網の再編の検討 ●福祉バスの運用見直し ●新たな移動支援策の調査・研究

施策（５）安全に暮らせる体制の推進（82 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	防災・防犯・消費者被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●防災・防犯についての周知啓発、研修、訓練の機会の提供 ●個別避難計画の作成促進 ●福祉避難所の拡充 ●非常災害時における介護サービス事業者との連携 ●消費者被害防止施策の推進
②	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全の確保の推進 ●高齢者の交通安全意識の高揚 ●高齢者の運転免許証返納に対する支援
③	感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策についての周知啓発 ●介護施設等における感染症対策の推進

施策（６）権利を守る取組の推進（84 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	高齢者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止施策の推進 ●虐待防止の普及啓発
②	成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の普及啓発と利用支援 ●成年後見支援センターを中心とする権利擁護事業の充実

基本目標 5 高齢者の明日を支える人づくり

【人づくり】

施策（1）介護や相談業務に携わる人への支援の充実（86 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護や相談業務に携わる人の創出、育成	<ul style="list-style-type: none"> ●介護人材の確保と資質の向上 ●外国人介護人材の雇用促進・定着に向けた支援 ●離職防止・定着促進のための働きやすい職場環境の整備 ●処遇改善・サービスの質向上に向けたキャリアアップ支援制度の充実 ●生産性向上のための介護ロボットやICT機器等の活用の促進 ●介護人材の確保・育成のための教育現場との連携 ●介護の仕事の魅力発信・魅力向上を図る取組の推進 ●各種団体との連携による介護人材創出のための調査・研究

施策（2）多様な地域主体への支援・連携（87 ページ）

No.	項目	事業・取組の内容
①	ボランティアの発掘・育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアニーズとサービスとのマッチングの仕組みの検討 ●生活支援コーディネーター、ボランティアセンターなどとの連携によるボランティア育成・支援 ●高齢者のボランティア活動への支援や積極的な参画への支援 ●高齢者ボランティアの啓発や研修機会の提供などの環境整備 ●介護予防事業サポーターの養成及び研修の開催 ●人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア制度等の検討 ●生活支援サービスの担い手の養成
②	多様な地域主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な活動主体との連携強化 ●生活に必要な移動型サービスの調査・発掘

施策の展開



1. 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり（自助）

（1）自分らしく暮らせる知識の普及促進

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、介護保険制度等の知識や人生の最終段階をどう過ごしたいか考え、自ら選択するために必要な情報の提供が必要です。

平成12年度から介護保険制度が開始され、年数の経過とともに内容や仕組みの認知度は高くなってきています。一方で、介護者へのアンケートでは、介護保険制度の認知度（「よく知っている」と「ある程度は知っている」の合計）は68.6%となっており、前回調査（67.5%）から少し改善したものの、度重なる介護保険制度の変更やサービス内容の多様化により制度が複雑化しているため、認知度は伸び悩んでいる傾向がうかがえます。

このため、自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発や自立支援のための知識や技術習得への支援、介護サービスに関する情報発信といった施策を進めていきます。

① 自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発

これまでの主な取組状況・実績

- 地域包括ケアシステムについて、広報かこがわで普及啓発
- 高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる多様な選択肢についての普及啓発
- 地域ケア会議で市の考える自立支援について検討
- 人生の最終段階をどう過ごしたいか考え、自ら選択するために必要な情報の提供や人生会議（ACP）を普及啓発

■住民を対象とした人生会議（ACP）に関する研修会実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（回）	1	8	24

■人生会議（ACP）の認知度

	令和元年度	令和4年度
「知らない」と答えた人の割合（%）	70.4	77.2

※「高齢社会と介護保険に関する調査」による、「一般高齢者」の回答結果

今後の取組の方向性

地域包括ケアシステムや人生会議（ACP）について普及啓発を行い、高齢者やその家族が自分らしい生活を選択したり「自分らしい最期」を考えることができるよう意識の醸成を図ります。

本市では、「重度化防止」「強み」「自己決定」の3点を掲げ、自立支援・重度化防止

の取組を推進します。自立とは介護保険サービスを全く利用しないということではなく、できない、もしくはできにくいことは必要なサービスや周囲の助けを借りながら、自分らしく生活するということです。また、病気やケガ等で一時的に介護保険サービスが必要になっても元の状態を目指せる人には、従前の生活を取り戻す自立支援も促進していきます。これらの考え方を、医療・介護の専門職や市民に対して普及していきます。

■自立の考え方の3本柱

重度化防止

自立を阻害している要因、状態の悪化に影響を及ぼしている要因（個人・環境）を明らかにし、必要な介護保険サービスや地域のサポートを受けながら重度化を防止すること

強み

本人や家族が地域とともに築いてきた強み（＝本人の持っている力）にも着目し、強みをいかして次のステップに移る自信を持つこと



自己決定

本人が「やりたいこと」「楽しく感じること」「送りたい生活」の為に、エンパワメントの視点※を持ち、意思決定ができ、自分らしく生活できること

※「エンパワメント」とは本人の持つ力を引き出すこと



【事業・取組の内容】

- 地域包括ケアシステムについての知識の普及啓発
- 人生会議（ACP）に関する知識の普及啓発
- 自立についての考え方の普及啓発

② 自立支援のための知識や技術習得への支援

これまでの主な取組状況・実績

- 地域住民や各種団体からの要望に応じて、介護保険制度に関する出前講座を実施
- 地域住民等の介護力の向上を図るため、兵庫大学との協働で、介護を行うにあたっての知識・技術等の講習・研修を実施

■介護力養成講座受講者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数（人）	－（※）	22	18

（※）新型コロナウイルス感染症により令和2年度は開催中止

今後の取組の方向性

介護が必要になったときにスムーズに介護サービスを利用できるよう、また、住み慣れた地域での在宅生活が継続できるよう、出前講座や介護力養成講座を引き続き実施します。

介護者が地域のなかで孤立することなく、仕事と生活を両立し、心身の健康が維持できるように在宅介護に関する情報提供や支援に取り組みます。

【事業・取組の内容】
●介護保険制度やサービスの利用に関する出前講座等の実施
●介護に関する技術・知識や健康管理などを学ぶ家族介護講座の実施

③ 介護サービスに関する情報発信

これまでの主な取組状況・実績

- 介護サービス情報公表システムへのリンクや介護サービス事業所等の一覧を市ホームページに掲載
- 広報かこがわ、市ホームページ及び介護保険ガイドブックにより介護サービス内容の情報提供を実施

今後の取組の方向性

分かりやすい介護保険ガイドブックの作成に努めるとともに、広報かこがわや市ホームページを活用して介護保険制度や事業所情報の周知を行います。

【事業・取組の内容】
●介護保険ガイドブックなどのパンフレットの作成・周知
●広報かこがわや市ホームページなどを活用した情報提供の実施

(2) 地域社会への積極的な参加促進

高齢者が日頃から人とつながりあい、地域社会や地域活動に積極的に参加するなど住民同士の良好な関係を構築することは、自分らしく暮らしていくうえで大切なことです。また、これらの社会参加、社会的役割を持つことが、生きがいの創出や介護予防につながります。

本市では、高齢者が地域活動に積極的に参加できるよう、生涯学習活動、文化・スポーツ活動、雇用・就労などに関わる事業を推進してきました。しかしながら、一般高齢者へのアンケート調査では、地域活動に既に参加している人は5.4%と低い数値となっています。一方で参加意向のある人は55.2%おり、参加しやすい環境を整えることで、地域活動への参加者が増える余地があると考えられます。

今後より一層、生涯学習活動の推進、文化・スポーツ活動への参加促進、雇用・就労相談への支援といった施策を進めていきます。

① 生涯学習活動の推進

これまでの主な取組状況・実績

- 高齢者の生きがいづくりや地域の活性化に貢献できる人材を育成することを目的として高齢者大学を実施し、学びの機会と仲間づくりを行う場を提供
- 地域のニーズに応じた生涯学習の機会を提供

■高齢者大学学生数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学生数（人）	775	855	782

今後の取組の方向性

より多くの人が高齢者大学による学びや仲間づくりの機会を体験できるよう、適宜、講座やプログラムの内容を見直しながら、魅力ある事業を展開していきます。

【事業・取組の内容】

- 多様な学びの機会の提供と成果を発揮する機会の設定

② 文化・スポーツ活動への参加促進

これまでの主な取組状況・実績

- 文化・スポーツの各種イベントの情報提供
- スポーツに関心のある高齢者に対して、用具の貸出しを行い、スポーツに親しめる機会を提供
- さまざまなニュースポーツ・パラスポーツの普及促進、出前講座の実施
- スポーツ推進委員会から指導者を派遣
- ロビーコンサートやまちかどピアノを実施

今後の取組の方向性

文化やスポーツを取り巻く状況が変化していくなかで、市民のニーズに合わせた取組を続けていく必要があります。誰もが身近な場所で文化やスポーツに親しむことができるよう、各関係団体等と連携を図りながら、さまざまな参加機会の提供や、鑑賞・観戦情報等の効果的な発信に努めます。

【事業・取組の内容】

- 市内で行われる各種イベントの情報提供や参加機会の充実
- 高齢者の文化・芸術活動の支援
- 気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及促進

③ 雇用・就労相談への支援

これまでの主な取組状況・実績

- 就労を希望する高齢者等をハローワークへ案内し、履歴書の記入方法等を助言
- ハローワークと連携し、介護業界へ就労を希望する方への情報提供コーナーを庁舎内に設置
- 無料職業紹介事業により、事業所ニーズや生活困窮者の状態を踏まえ、職業紹介を実施
- シルバー人材センターの安定した運営を支援することにより、高齢者への就業機会の提供を通じた生きがいづくりや社会参加を促進

■シルバー人材センター就業実人員

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就業実人員（人）	1,026	1,134	1,048

今後の取組の方向性

雇用・就労相談など、勤労意欲のある高齢者に適宜就労の機会を提供できるようハローワークと連携を行いながら、情報収集・情報提供を行います。

無料職業紹介事業により、事業所ニーズや生活困窮者の状態等を踏まえた職業紹介を行います。

また、シルバー人材センターとの連携を強化し、センターの普及啓発や事業支援を行うことにより、高齢者の就労的活動への参加促進を図ります。

【事業・取組の内容】

- ハローワークとの連携等、高齢者の職業相談窓口の充実
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った制度の普及啓発
- 高齢者の就労的活動への支援
- シルバー人材センターの事業支援や連携強化

(3) 介護予防や健康づくりへの支援

高齢者の社会参加は、健康を維持し認知症などになる可能性を減少させ、なかでも複数の活動に参加している人は、要介護状態になりにくいことがわかっています。

一般高齢者へのアンケートでは、地域に「いきいき百歳体操」の会場はあるが、参加していない人の割合が41.8%で、その理由の30.6%は興味がないからとなっています。また、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に企画・運営（お世話役）で参加したくない人の割合は、59.4%となっています。一方、本市の地域住民主体の「通いの場」への参加では、「地域の絆が深まった」「見守り活動に

つながっている」との声がたくさん聞かれ、地域づくりにも貢献しているといえます。

そのため、介護予防活動へつなげる支援、介護予防の普及啓発、地域における介護予防への支援、リハビリテーション活動による支援といった施策を進めていきます。

■いきいき百歳体操の様子



① 介護予防活動へつなげる支援

これまでの主な取組状況・実績

- 地域包括支援センターとの連携や民生委員・児童委員等住民からの情報提供により、閉じこもりなどの何らかの支援を必要とする人を把握し、必要な介護予防活動へつなげる支援を実施
- フレイル予防・改善のための実践力向上をめざしたフレイルチェック票を通いの場等で実施し、必要に応じ医療の受診勧奨や介護予防活動等の必要なサービスへつなぐことを実施

今後の取組の方向性

地域住民や多様な活動主体・専門職と連携し、早期に支援を必要とする人を把握し、介護予防活動につなげます。

また、閉じこもりがちな高齢者が、関心のある活動に参加できるよう、幅広い社会資源の把握・整理を進め、情報提供します。

【事業・取組の内容】

- 閉じこもりなどの何らかの支援を要する人の把握・支援

② 介護予防の普及啓発

これまでの主な取組状況・実績

- 民生委員・児童委員や老人クラブ、町内会などが主体となって運営する通いの場などに、健康運動実践指導者、栄養士、歯科衛生士などの専門職が出向き、介護予防に関する健康教育や健康相談を実施
- パンフレットの作成・配布、いきいき百歳体操のDVD配布・動画の配信など、自宅で取り組める介護予防活動についての普及啓発
- 通いの場の必要性を広く市民に周知
- 令和2年度より広域連合が「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を開始し、令和3年度より事業を受託。関連部署と連携を図りながらポピュレーションアプローチを実施

■介護予防の普及啓発状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いきいき百歳体操体験会	6団体7回 133人	13団体13回 190人	21団体24回 404人
いきいき百歳体操継続支援事業	78回 1,168人	71回 1,120人	113回 1,892人

今後の取組の方向性

地域のニーズを把握し、介護予防や健康づくり活動のために地域が必要とする介護予防講座を継続して実施します。

また、高齢者一人ひとりが介護予防活動の重要性に気づき、日常生活のなかで自ら取り組むことができるよう、関係部局と連携し、介護予防や重度化防止などに関する普及啓発を行います。

【事業・取組の内容】

- 介護予防の基本的な知識の普及啓発
- 介護予防の普及啓発のための講座の開催（運動、栄養、口腔など）

③ 地域における介護予防への支援

これまでの主な取組状況・実績

- 住民主体の通いの場などの立上げを支援
- いきいき百歳体操の新規会場の開拓（介護事業所・民間企業等）
- 通いの場などの代表者研修会や交流会を実施し、参加者同士の情報交換の場を提供
- いきいき百歳体操サポーター養成講座において通いの場などのリーダーを養成
- いきいき百歳体操サポーター養成講座及びいきいき百歳体操の参加者へ「かがわウェルビーポイント」を付与

■介護予防の支援状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いきいき百歳体操活動支援（立上げ）事業	110回 1,697人	59回 806人	76回 1,103人
いきいき百歳体操	161会場 175団体 登録者 4,464人	166会場 180団体 登録者 4,389人	170会場 186団体 登録者 4,578人
高齢者サロン	187団体 登録者 3,981人	178団体 登録者 3,735人	166団体 登録者 3,434人
いきいき百歳体操活動サポーター養成講座	13回 延 215人 修了者 53人	10回 延 111人 修了者 16人	25回 延 449人 修了者 66人

今後の取組の方向性

介護予防に関する住民主体の通いの場などのさらなる立上げを支援するために、通いの場におけるリーダーの後継者育成を目指し、参加者自身の役割分担の大切さを伝えていくとともに、他団体と情報交換できる場などを引き続き提供します。

また、「かこがわウェルビーポイント制度」を活用し、介護予防活動やボランティア活動への積極的な参加を促します。

さらに、多様なニーズに対応する手段の1つとして、オンラインを活用したコミュニティづくりなどを調査・研究します。

【事業・取組の内容】
●介護予防に関する住民主体の通いの場などへの支援
●介護予防に関する住民主体の通いの場などについての情報提供
●住民主体で活動をする団体のボランティアなどの育成支援
●介護予防に資する取組への参加やボランティアなどへの「かこがわウェルビーポイント」の付与
●多様なニーズに対応する介護予防活動についての調査・研究

④ リハビリテーション活動による支援

これまでの主な取組状況・実績

- 住民主体の通いの場などへの専門職（保健師・看護師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士など）の派遣
- 地域ケア会議において専門職が助言

今後の取組の方向性

通いの場などへ、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に働きかけるよう、専門職の派遣支援を継続するとともに、専門職を安定的に確保できるよう関係部署・関係団体と連携を図ります。

また、介護予防事業の取組をより効果的に進めるための専門職の関わりについて、さらに検討します。

【事業・取組の内容】
●介護予防の取組への専門職派遣などの支援
●理学療法士などのリハビリテーション専門職との連携

2. 高齢者を互いに支えあう地域づくり（互助）

（1）見守り体制の構築

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など生活支援を必要とする高齢者が増加するなか、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民による見守りなどの支えあいが必要です。

民生委員・児童委員による「居宅ねたきり高齢者等の実態調査」の結果から、本市の70歳以上の高齢者世帯の推移をみると、令和2年には一人暮らし世帯が8,678世帯、夫婦のみ世帯が8,384世帯だったのが、令和4年にはそれぞれ9,425世帯、8,719世帯となっており、年々増加しています。

地域の見守りについては、民生委員・児童委員（地域ぐるみの見守り事業、高齢者実態調査）、老人クラブ（どないや訪問）、社会福祉協議会（小地域福祉活動支援）、民間事業者（見守り協定、緊急通報システム）の協力を得ながら一定の成果をあげています。

今後も、見守りネットワークの構築や地域ぐるみの見守りへの支援を進めていきます。

① 見守りネットワークの構築

これまでの主な取組状況・実績

○市と見守り活動を実施する協力事業者が連携して、地域で孤立しがちな環境にある一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象とした日常的、重層的な見守りを実施

○緊急通報システムにより、地域の住民同士での見守り体制の構築を促進

■緊急通報システム機器設置台数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末の設置台数（台）	452	478	483

○高齢者実態調査を行い、見守りの必要な高齢者の実態を把握し、緊急時に迅速に対応できる体制を構築

○行方不明が心配な方を地域で見守る「認知症高齢者等の見守りネットワーク」の体制の強化

今後の取組の方向性

高齢者実態調査や民間事業者との見守り協定、さまざまな主体による重層的な見守り体制の構築を進めます。

また、緊急通報システムなどを活用した住民同士の見守り体制の構築や「認知症高齢者等の見守りネットワーク」の体制を強化します。

【事業・取組の内容】

- 民間事業者との見守り協定の推進
- 要介護高齢者宅への訪問活動の実施
- 緊急通報システムの普及啓発
- 認知症高齢者等の見守りネットワークの推進

② 地域ぐるみの見守りへの支援

これまでの主な取組状況・実績

○老人クラブが実施する「どないや訪問」事業の支援

■一人暮らし等高齢者見守り活動事業（どないや訪問）の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数（人）	796	731	762

○高齢者が地域で困ったときに気軽に相談できる仕組みづくり

○地域でのゆるやかな見守りの意識啓発の研修の実施

○単位町内会の見守り活動などを支援する「小地域福祉活動」の支援

今後の取組の方向性

地域の見守りに対する活動意欲は、一般高齢者に対して実施したアンケート調査から高いことがうかがえ、要介護等認定者や介護支援専門員からの調査でも「見守り、声かけ」の必要性が感じられます。このようなことから、老人クラブが実施する一人暮らし等高齢者見守り活動事業（どないや訪問）への支援を行います。

また、ささえあい協議会での見守り支援を通じてできた取組を活用し、地域住民が日常生活のなかで、さりげなく互いを気に留めながら生活するゆるやかな見守りの目を養い、適切な支援窓口へとつなげる仕組みを市内全域に推進します。加えて、地域にある民間事業者も含めた見守りや相談の体制を推進します。

【事業・取組の内容】

- 一人暮らし等高齢者見守り活動事業（どないや訪問）の推進
- 地域における支えあい体制の推進
- ゆるやかな見守りの啓発

(2) 生活支援サービスの充実

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているなか、一般高齢者へのアンケート調査では、日常生活の困り事として、「電球の交換」(11.7%)が最も多く、次いで「庭の手入れ」(11.5%)、「掃除・片付け」(9.3%)があげられました。また、介護支援専門員へのアンケート調査では、介護保険サービス以外にあれば良いと思うサービスとして「ゴミ出し」が88.1%で最も多く、次いで「通院の付き添い」(81.9%)、「安価な移動支援サービス」(78.1%)があげられ、ちょっとした生活支援への需要がさらに高まっていることがうかがえます。

こういった生活支援への需要に対応するためには、地域におけるささえあいの仕組みづくりが重要となってくることから、生活支援サービスシステムの整備や地域組織などの支援、連携強化といった施策を進めていきます。

① 生活支援サービスシステムの整備

これまでの主な取組状況・実績

- 各中学校区(12地区)全てにささえあい協議会を設置
- 生活支援コーディネーターが地域で不足する生活支援サービスの創出に向けた取組や地域のネットワークづくりを推進
- 通院支援や買い物支援の仕組みを構築
- 地域の社会資源を把握し一元管理できるシステムを導入し、関係者間で情報を共有
- 旧介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス、緩和した基準による身体機能や認知機能の向上を目的としたトレーニング型通所サービス、生活機能の維持向上を図る生活援助型訪問サービスなどの介護予防・生活支援サービスを実施

今後の取組の方向性

生活支援コーディネーターが中心となり、地域課題や資源を把握するとともに、ニーズとサービスをマッチングする仕組みづくりを進めていきます。そのために、地域資源管理システム「かこサーチ」の活用により、資源を共有・見える化し、効果的・効率的に地域の実情に沿った仕組みづくりを進めます。

また、地域包括支援センターをはじめ、民間事業者やNPOなど多様な関係機関と連携しながら、住民がニーズに合ったさまざまなサービスを選択できるような仕組みを構築します。そのために、ボランティアの発掘や育成、多様な関係機関との協働による支援体制の構築やネットワークを強化し、地域の助け合いの取組を支援します。

さらに、元気な高齢者自身も生活支援の担い手として社会に参加することを促進し、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする仕組みづくりについて検討するとともに、子どもをはじめとする多様な世代の住民も参画する支えあいの仕組みづくりを進めていきます。

加えて、地域課題の共有や生活支援の体制を検討するささえあい協議会の活動を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業においては、新たな担い手の確保や多様な生活支援のある地域づくりに取り組むため、すでに実施されている訪問型サービス・通所型サービスの普及啓発を進めるとともに、住民主体によるサービスへの支援や短期集中予防サービスによる支援を検討します。

【事業・取組の内容】
● 地域の高齢者支援のニーズや社会資源の状況把握
● 地域包括支援センターや民間事業者、NPOなど多様な関係機関との協働による支援・ネットワークづくり
● ボランティアの発掘や育成
● 地域での生活支援の体制を検討するささえあい協議会の運営の支援
● 介護予防・生活支援サービス事業の普及啓発
● 介護予防・生活支援サービス事業の新たなサービスの検討

② 地域組織などの支援・連携強化

これまでの主な取組状況・実績

- 老人クラブ補助事業として、市内各地域の単位老人クラブと加古川市シニアクラブ連合会に対し補助金を交付
- 町内会や民生委員・児童委員に対し、福祉制度に関する出前講座を実施

■老人クラブ補助事業実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ補助団体数（団体）	117	113	106

今後の取組の方向性

高齢者の身近な通いの場である老人クラブに補助することで、交流の機会を創出し、生きがいづくりや、閉じこもり予防に努めます。

また、町内会などに福祉制度に関する出前講座を実施することで、市民等の学習機会の拡充及び意識啓発を図ります。

【事業・取組の内容】
● 町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどの支援及び連携強化
● 地域組織への福祉制度に関する研修機会の提供や情報提供

(3) 地域での多様な活動への支援

すべての住民が地域の担い手として、地域活動などへ参加することは、活力ある地域社会をつくるうえで重要です。

一般高齢者へのアンケートでは、地域活動に企画・運営での参加意向のある人（「是非参加したい」と「参加してもよい」「既に参加している」との合計）は32.6%で、「世話役」として地域活動への参加意向のある人が一定数います。生活支援体制整備事業において、地域課題解決に向けた様々な取組が構築されていますが、この取組を持続的に実施するためには、地域活動への支援や移動サービスの支援といった施策を進めるとともに、高齢者を含む住民相互の支えあいの体制が必要です。

① 地域活動への支援

これまでの主な取組状況・実績

- 町内会などが開催する敬老事業の経費の一部に対し補助金を交付
- 地域住民による通院サポート「ひおCar」の運行に係る経費の一部に対し補助金を交付

■地域敬老事業実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域敬老事業助成団体数(団体)	259	267	260

今後の取組の方向性

地域で活動している団体に補助することで、住民相互の支えあいの体制づくりを促すとともに、各地域の特色に応じた活動につながるよう、地域に対する補助事業のあり方を検討します。

【事業・取組の内容】

- 多様な地域活動を行っている団体への活動支援
- 地域、小中学校区を核とした多様な交流事業、イベントの支援

② 移動サービスの支援

これまでの主な取組状況・実績

- 地域住民による市町村運営有償運送「上荘くるりん号」の運行
- 地域住民による通院サポート「ひおCar」の運行
- 民間事業者による買い物支援乗合車両、移動販売車の運行支援

今後の取組の方向性

地域住民や民間事業者等による外出支援サービス（買い物、病院、通いの場などへ出かけるための移動手段）を確保するため、サービス提供主体と連携し、サービスが円滑に進むよう支援します。

【事業・取組の内容】

- 地域住民や民間事業者による移動サービスへの支援

3. 介護保険事業の円滑な管理運営（共助）

（1）介護サービス基盤等の整備

本市においては、65歳以上の高齢者は令和22（2040）年までは増加していく見込みであり、それに伴い、要介護認定率や認知症高齢者数の増加が見込まれます。

また、要介護等認定者へのアンケート調査では、最後を迎えたい場所として「自宅」が40.4%で最も多く、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が69.2%で最も多くなっていることから、在宅での生活を支えるサービスの充実が引き続き求められています。

こうした背景から、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、在宅生活を支える看護小規模多機能型居宅介護をはじめとする地域密着型サービスに重点を置き、サービス基盤の整備を進めていきます。

① 介護サービス基盤等の整備

これまでの主な取組状況・実績

- 介護サービス基盤等整備計画に基づき、在宅系サービスと施設・居住系サービスに係る整備を実施
- 国や県の補助金を活用し、介護事業所の建設や開設準備に係る費用、非常用自家発電設備やコロナウイルス対策設備の設置等に係る費用に対して補助事業を実施
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、新規事業所の参入促進及び訪問看護サービス提供を行う事業所の充実を図るための補助事業を実施

■公募選定事業者数

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—	—
夜間対応型訪問介護	1	—	—
小規模多機能型居宅介護	—	—	1
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	—
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	—	1(10床)	—
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3(45床)	2(36床)	—
特定施設入居者生活介護	1(50人)	1(50人)	—

■有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数（特定施設入居者生活介護を除く）

種別	定員総数	施設数
有料老人ホーム	416人	13施設
サービス付き高齢者向け住宅	411人	14施設

（令和5年11月1日現在）

今後の取組の方向性

地域密着型を含めた特別養護老人ホームについては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの整備が進んだことにより、待機者数は減少傾向にあります。

一方、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、今後も利用者は増加する見込みであることから引き続き整備を行っていきます。

また、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、要介護度が高い人や医療ニーズがある人の在宅生活を支えるための中心的なサービスとして整備を行い、更なる普及に努めます。

なお、基盤整備にあたっては、これまでの整備状況を踏まえつつ、事業者をはじめ地域の関係者からの意見を幅広く取り入れながら、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて進めていきます。また、国や県の動向を注視しながら、既存資源等を活用した新たなサービスの整備についても検討していきます。

■介護サービス基盤等整備計画

種類		第8期までの整備見込 (累計) (令和6年2月1日時点)	第9期の整備目標 (累計)	
在宅系サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5 箇所	7 箇所	
	夜間対応型訪問介護	1 箇所		
	小規模多機能型居宅介護	14 箇所	14 箇所	
	看護小規模多機能型居宅介護	8 箇所	10 箇所	
	認知症対応型通所介護	10 箇所	10 箇所	
	地域密着型通所介護	32 箇所	32 箇所	
施設系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	928 床(14 箇所)	928 床	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	310 床(11 箇所)	310 床	
	介護老人保健施設	500 床(4 箇所)	500 床	
	介護医療院	170 床(1 箇所)	170 床 医療療養病床から転換の意向があった場合に状況を勘案し整備を推進	
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	361 床(21 箇所)	433 床	
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	306 人(2 箇所)	306 人
		軽費老人ホーム (ケアハウス)	—	—
		サービス付き高齢者向け住宅	471 人(8 箇所)	471 人
		養護老人ホーム	103 人(1 箇所)	133 人
その他	その他の老人福祉施設	軽費老人ホーム (ケアハウス)	279 人(6 箇所)	299 人
		養護老人ホーム	185 人(1 箇所)	185 人

【事業・取組の内容】

- 高齢者数の増加、介護サービスにおける需要・供給の動態等に対応した計画的な基盤整備の推進
- 介護施設等の安全性向上、災害対策強化への支援
- 在宅生活を支える事業者への支援
- 共生型サービス、看取り環境の整備推進

(2) 介護サービスの適正な実施

介護サービスを必要とする高齢者の増加により、今後も介護給付費の増加が見込まれることから、必要な給付を適切に提供するための介護給付の適正化事業をさらに進めていくことが重要です。

また、介護保険制度への信頼を高め、円滑に介護保険事業を運営するためにも、介護保険サービスの質の確保・向上への取組が求められています。

引き続き、適正なサービス利用を推進するため、利用者へ周知を図るとともに、実施指導や集団指導等により事業者への指導・啓発を実施していきます。

① 介護サービスの質の確保・向上**これまでの主な取組状況・実績**

- 利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選べるよう、市ホームページに「介護保険施設・事業所一覧」や「介護サービス情報公表システム」へのリンクを掲載
- 介護保険制度運営上の苦情・相談等について、関係機関と連携し、迅速かつ円滑な対応を実施
- 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する介護報酬における独自加算を実施

今後の取組の方向性

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選べるよう、引き続き情報提供を行います。

また、高齢者に関するさまざまな問題に総合的に対応できるよう関係機関、地域、行政との連携を強化します。

さらに、介護サービスの質の確保・向上を目指し、事業者にとってより分かりやすく使いやすい制度となるよう、各種補助制度や市の独自加算等についての説明会を開催するとともに、手続きの簡略化を図ります。

【事業・取組の内容】

- 介護サービス事業者に関する情報開示
- 相談対応・解決のための体制の充実
- 介護サービス事業者への情報提供および補助制度等の活用支援

② 要介護認定と介護保険給付費等の適正化

これまでの主な取組状況・実績

○要介護認定の適正化

認定調査票全件の点検を行うことにより、認定調査の平準化を促進

○ケアプランの点検

事業所の介護支援専門員へのケアプランの点検及び研修会を行い、自立支援に向けた「気づき」を促し、結果を他の事業所と共有することにより、改善に向けた取組を促進

○住宅改修等の点検

住宅改修等の訪問調査を実施することにより、利用者の実情に応じた効果的な改修工事を促進

○縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の支払状況の確認等を行う縦覧点検や、医療と介護の保険給付情報の突合を行うことにより、重複請求の排除等を実施

○介護給付費通知

介護サービス等利用者に、利用したサービスの種類と費用額を記載した通知を送付し、適切なサービスの利用についての普及啓発と不適正なサービス提供の抑制を実施

■適正化事業の実施状況

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護認定の適正化（件）		5,844 （全件）	8,474 （全件）	14,213 （全件）
ケアプランの点検（件）		70	69	56
住宅改修等の点検（件）		222	284	278
縦覧点検・医療 情報との突合（件）	縦覧点検	723	1,531	1,008
	医療突合	253	539	391
介護給付費通知（件）		11,710 （全件）	12,063 （全件）	11,169 （全件）

今後の取組の方向性

前計画に引き続き、国の「介護給付適正化計画に関する指針（主要5事業が3事業に再編）」に基づき、介護給付費等に要する費用の適正化に係る事業等を継続して実施します。

また、要介護認定の適正化を更に進めるために認定調査票全件の点検に加え、認定調査方法等について全項目（74項目）において見直しを行います。

引き続き、年度ごとの実施目標を設定したうえで評価を行いながら各事業の取組を進めます。

■適正化事業の実施目標

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
要介護認定の 適正化	認定調査票の点検	全件	全件	全件	
	認定調査方法等の見直し	24件	25件	25件	
ケアプラン等の 点検	ケアプランの点検	56件	56件	56件	
	住宅改修の点検 福祉用具購入・ 貸与調査	書類審査	全件	全件	全件
		疑義が生じた改修 等の訪問調査	全件	全件	全件
医療情報との 突合・縦覧点検	医療突合	疑義が生じたもの 全件	全件	全件	
	縦覧点検	疑義が生じたもの 全件	全件	全件	

【事業・取組の内容】

- 要介護認定の適正化
- ケアマネジメント及び介護サービス提供体制の適正化
- 介護報酬請求の適正化

③ 介護サービス事業者への指導・監督等

これまでの主な取組状況・実績

○介護サービス事業者への運営指導及び集団指導の実施

○市内の各地域密着型サービス事業者が開催する「運営推進会議」及び「介護・医療連携推進会議」に出席し、運営状況等を確認するとともに、必要な指導・助言を実施

■介護サービス事業者への運営指導・集団指導件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運営指導件数（件）	12	31	39
集団指導件数（件）	0	1	1

■運営推進会議出席回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出席回数（回）	178	203	235

今後の取組の方向性

市が指定・指導権限を有する介護事業所に対して、定期的に運営指導、集団指導を実施します。

内部・外部の研修に積極的に参加するなど、指導・監督を行うための専門性の高い知識を持った職員の確保・育成に努めます。

オンライン等の活用による制度の周知を図ります。

【事業・取組の内容】

- 介護サービス事業者への適切な指導・監査の実施
- 指導・監督を行うための専門性の高い知識を持った職員の確保・育成
- オンライン等の活用による制度の周知

4. 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり（公助）

（1）地域包括ケア体制の深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするためには、それぞれの地域において、介護や介護予防、医療はもとより住まい、生活支援などが包括的に確保される地域包括ケアシステムを更に深化・推進させる必要があります。

そのためには、地域住民による互助の取組だけではなく、行政が主導し地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、医療・介護連携の強化や地域ケア会議を充実させる取組が必要です。

① 地域包括支援センターの機能の充実

これまでの主な取組状況・実績

○相談業務、権利擁護事業、介護予防事業、家族介護支援、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議の実施

■地域包括支援センターへの相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（件）	34,809	40,110	41,462

○支援困難事例に関する助言や同行訪問、プランの作成指導等、介護支援専門員に対するさまざまな支援や研修会を実施

■介護支援専門員への支援実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援件数（件）	1,095	1,619	1,250
研修件数（件）	29	27	28

○地域のさまざまな団体と連携し、地域における支えあいのまちづくりを構築するためのささえあい協議会へ参画

今後の取組の方向性

8050問題やヤングケアラーなど年々増加・複雑化する相談、認知症の人やその家族に対する支援に対応するため、3職種(*)以外の専門職や事務職の配置を含め必要な体制を検討し、職員の増員や相談体制の強化、ICTの活用など環境整備を図り、地域包括支援センターの機能強化と負担軽減に努めます。

また、他の相談機関との連携強化を図るとともに、地域包括支援センターの持つ地

域のつながりやネットワークを活かし、生活支援体制整備事業の取組を支援していきます。

さらに、要支援・要介護認定を受けた高齢者の身近な相談相手である介護支援専門員に対する研修及び指導の強化や、個別支援における課題から地域の高齢者の抱える課題の抽出を行い課題解決に向けて検討を進めるなど、地域ケア会議の充実を図ります。

※3職種(*) 保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員

【事業・取組の内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの人員体制や環境整備の強化 ●医療、介護、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、地域団体等との連携強化 ●個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題に対応する各種相談機関との連携強化 ●地域包括支援センター間の連携強化 ●地域ケア会議による地域課題の抽出、分析及び対応の検討 ●自立支援、介護予防、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進

② 医療・介護連携の強化

これまでの主な取組状況・実績

- 在宅医療・介護及び関係機関の連携支援体制の拠点である「在宅医療・介護連携支援センター（かこリンク）」を医師会に委託。その後、令和4年度より市で相談員を配置し事業を継続して実施
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修を実施するなど、多職種の顔の見える関係づくりを推進
- 人生会議（ACP）をテーマにした多職種や若い世代を含む一般住民対象の研修会を実施
- 在宅医療機能マップ相談システムにより地域の医療・介護の資源を公表
- 市民へ普及啓発を図るため、「看取り」に関するパンフレットを作成
- 死亡小票を用いた看取りの実態調査を実施し課題を抽出
- 関係機関に実態の聞き取りを行い、課題の整理や解決策の検討を実施

今後の取組の方向性

「自分らしい最期」について考え、また「自分らしい人生をどのように過ごすか」についても考える事ができるよう、高齢者のみならず様々な世代へ民間企業とも連携して普及啓発を行っていきます。

また、在宅看取りの実態を調査しデータ収集に努めるとともに、関係機関が集まって課題や解決策を話し合う機会に定期的に参加し、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築を進めます。

さらに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意し、ICT等を活

用した情報共有ツールの普及啓発等を行い、より円滑な情報共有、連携を進めます。
 加えて、かかりつけ医機能の確保に関する国の検討状況を踏まえた、医療・介護連携の強化についても、調査・研究します。

【事業・取組の内容】

- 連携における課題やサービス資源の抽出
- 二次医療圏域内での行政間の連携
- 在宅医療・介護連携による切れ目ない支援の実施
- 人生の最終段階における在宅看取りについての調査・研究
- 在宅医療の実施に係る体制の整備の検討、関係専門職の人材の確保・養成の推進
- ICT等を活用した要介護者に関する情報の共有及び各機関の連携
- 民間企業とも連携し人生会議（ACP）を様々な世代へ普及啓発

③ 地域ケア会議の充実

これまでの主な取組状況・実績

- 地域の実情に沿って課題を把握し解決していく手段を導き出すため、専門職に加え、民生委員・児童委員、地域住民などが参加する地域ケア会議を実施
- 要支援認定者等を対象として、リハビリテーション等多職種の専門職の協働による自立支援に向けたケアマネジメントを検討する自立支援マネジメント会議を実施
- 本市の考える自立について市民向けチラシを作成

■地域ケア会議（種類別）の運営状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域包括ケア推進会議	実施数（回）	1	2	2
地域ケア検討会議	実施数（回）	4	6	6
自立支援マネジメント会議	実施数（回）	26	34	36
地域ネットワーク会議	実施数（回）	1	3	6
地域ケア個別会議	実施数（回）	31	40	41

今後の取組の方向性

自立支援マネジメント会議では、自らが望む暮らしや、自らの強みを生かした暮らしをこれからも自身の力で継続できるよう、多職種協働により自立支援に資するケアマネジメントを強化します。

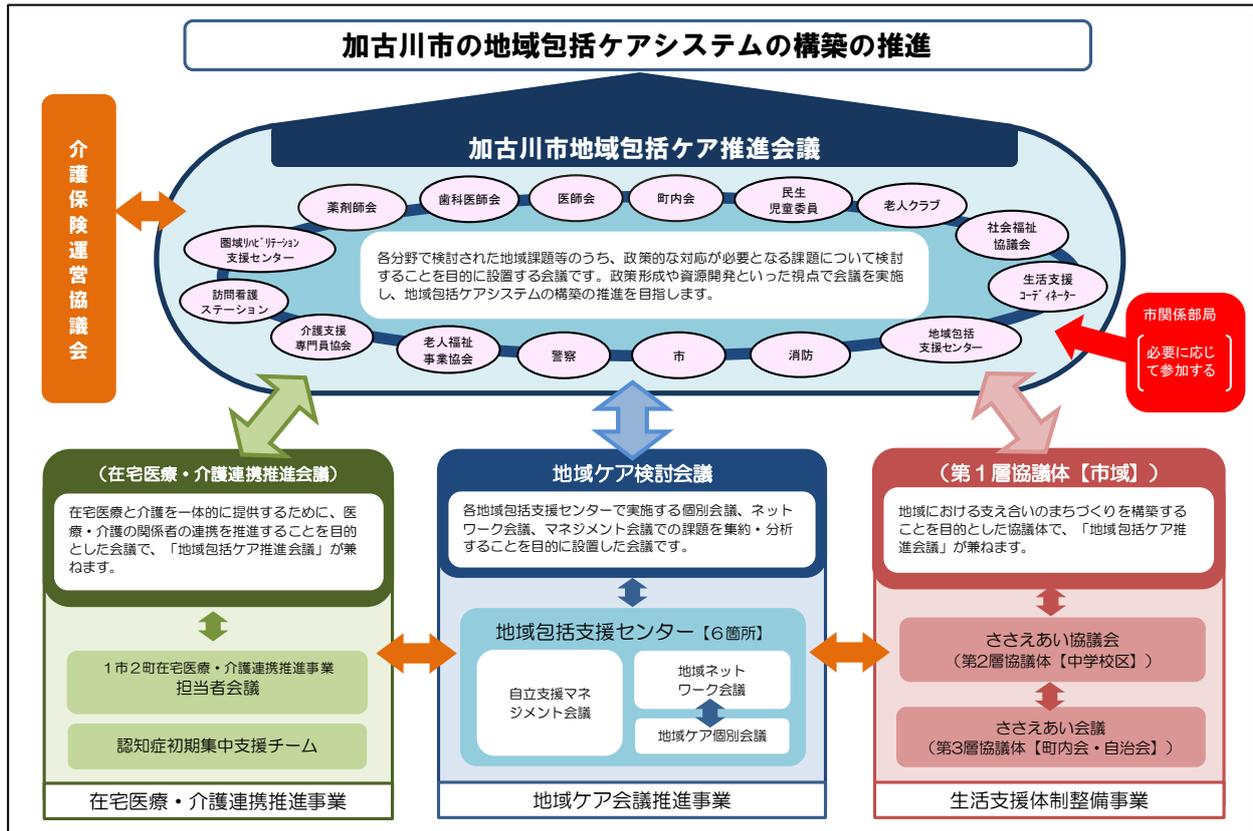
また、スキルアップ研修により介護支援専門員をはじめとする医療、介護、福祉等の関係者の自立支援の視点をさらに深めていくとともに、実践力の向上を目指します。

さらに、地域ケア検討会議や地域ケア個別会議で把握した地域の課題を抽出し、地域包括ケア推進会議において効果的に協議するため、庁内連携会議など関係部局間においても連携を図り、施策につなげていきます。

【事業・取組の内容】

- 自立支援型ケアマネジメントの推進
- 多職種連携による地域ケア会議の推進、地域課題の発掘、課題解決に向けた施策の展開

■加古川市地域ケア会議のイメージ図



(2) 認知症施策の推進・強化

認知症施策について、国は、令和元年にとりまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の発症を遅らせ認知症になっても日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、令和4年度には中間評価を行っています。そして、令和5年度には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

国や県が策定する計画の内容を踏まえて、本市も『認知症の人や家族にやさしいまち かがわ～地域みんなが応援団～』をキャッチフレーズに、認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症の予防、医療・ケア・介護サービスの充実、介護者への支援、認知症バリアフリーの推進、社会参加支援、若年性認知症の人への支援といった施策を進めていきます。

■「共生」と「予防」とは

- ・「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会とともに生きる、という意味です。
- ・「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

① 認知症への理解を深めるための普及啓発

これまでの主な取組状況・実績

- 認知症に関する理解促進のため、多くの認知症サポーターをキャラバン・メイトが養成
- 認知症ケアパス（認知症相談支援ガイドブック）の作成、各種講座や研修などでの周知、関係窓口や家族会への配布、市ホームページへの掲載
- 認知症イベントで認知症に関する普及啓発や、広報で相談先や受診先などを周知
- 認知症の人や家族の会の活動を広報紙に掲載し、活動を周知

■認知症サポーター数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター数（人）	681 （累計 29,232）	898 （累計 30,139）	1,067 （累計 31,206）

■認知症相談件数（地域包括支援センター含む）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症相談件数（件）	4,515	5,845	4,618

※令和3年度は算定方法が異なる

今後の取組の方向性

認知症への理解をさらに広げるため、認知症サポーターの養成を引き続き推進します。特に人格形成の重要な時期である子ども・学生に対する養成講座を拡充します。

また、「認知症ケアパス」の積極的な活用により、認知症に関する基礎的な情報とともに、地域包括支援センターなどの具体的な相談先が明確に伝わるようにします。

なお、これらの取組は、認知症の人の意見の把握に努め、認知症の人やその家族の視点を重視し進めます。

【事業・取組の内容】

- 認知症に関する理解促進
- 相談先の周知
- 認知症の人本人や家族からの発信支援

② 認知症の予防

これまでの主な取組状況・実績

- 住民主体で行う介護予防に資する取組であるいきいき百歳体操の拡充や、高齢者の通いの場などで保健師・看護師等の専門職による健康相談などを実施
- 見守りサービスにおける健康寿命延伸サービスの実証実験に協力

今後の取組の方向性

運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などについて、認知症予防に資する可能性が示唆されています。このため、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に行われている社会参加活動・学習活動の場も活用するなど、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

また、認知症予防に関する研究等に参画し、社会実装に向け協力していきます。

【事業・取組の内容】

- 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- 認知症予防に関する実証実験への協力

③ 医療・ケア・介護サービスの充実

これまでの主な取組状況・実績

- 脳の健康チェックシートを用いて看護師等が認知症のスクリーニング検査を実施し、認知症の疑いのある人には、認知症相談医の受診案内を行い、早期発見・治療につなぐ体制を整備
- 警察から情報提供された認知症支援対象者に対しヒアリングを実施
- 認知症初期集中支援チームとして、複数の専門職が、認知症（疑い含む）の人や家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを実施
- 認知症と診断された本人及びその家族、認知症について学びたい人を対象に、関係機関が協働で「東播認知症教室」を対面講義・BAN-BANテレビ放映・YouTube配信と様々な方法で開催
- 加古川認知症連携協議会や東播臨海地区認知症連絡会等のさまざまな機関が連携し、認知症に関する専門職の研修や情報交換を実施
- 認知症相談員や認知症地域支援推進員を配置し、相談や支援体制を充実

今後の取組の方向性

認知機能低下のある人（軽度認知障害（MCI）含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応できるよう、認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関や地域包括支援センターなど関係機関が連携し、本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、認知症と診断された後も本人・家族などに対する支援につなげるよう努めます。

【事業・取組の内容】

- 早期発見の体制づくり
- 早期対応体制の充実
- 医療体制の整備

④ 介護者への支援

これまでの主な取組状況・実績

- 認知症の人とその家族及び支援者によるグループ活動を支援
- 認知症カフェの設立及び初期の運営を支援
- 見守りサービス（見守りタグ）の利用料金などを負担

■認知症高齢者等の見守りサービス利用料等負担金交付事業年度末登録者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数（人）	106	197	229

今後の取組の方向性

介護者の負担軽減のため、各種サービスの活用を引き続き進めるとともに、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェや地域の家族の会などを活用した取組を推進します。

また、「見守りサービス」の効果的な活用について引き続き検討し、今後、新たなサービス提供事業者も加え、利用できるサービスを広く周知していきます。

【事業・取組の内容】

- 認知症の人の介護者の負担軽減の推進
- ICTを活用した見守りの推進

⑤ 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援

これまでの主な取組状況・実績

- 「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」の推進
- 障がい者及び高齢者の権利と財産を守るため、成年後見制度が利用できるように支援
- 認知症高齢者等の見守り・声かけ・搜索訓練の実施
- 地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」の立ち上げ

■認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク年度末登録者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数（人）	116	165	220

今後の取組の方向性

認知症の人の多くが、買い物や趣味活動など地域のさまざまな場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があります。このため、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

また、「チームオレンジ」の立ち上げを地域包括支援センターと共に支援します。

【事業・取組の内容】

- 地域支援体制の強化
- 「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」の推進
- チームオレンジへの支援
- 成年後見制度の利用促進

⑥ 若年性認知症の人への支援

これまでの主な取組状況・実績

- 若年性認知症の人や家族の会の活動支援や活動内容を広報紙などに掲載し周知
- ひょうご若年性認知症支援センターとの連携
- 若年性認知症相談支援ハンドブックの配布
- 支援者のスキルアップのための事例検討や本人ミーティング等の研修会の開催

今後の取組の方向性

若年性認知症の場合、社会で活躍中の年齢で発症するため、生活の中での影響が顕著に現れます。そのため、受診・受療支援、経済的支援、日常生活支援、就労支援や社会参加支援などが必要です。

若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状、社会的立場や生活環境などの特徴に応じ、自分らしい生活が継続できるよう、医療機関や地域包括支援センター、県の専門相談窓口の若年性認知症支援コーディネーターなどと連携して支援するとともに、就労・社会参加のネットワークづくりを推進します。

【事業・取組の内容】

- 若年性認知症の特性に配慮した支援（受診・受療、経済的、日常生活、就労・社会参加支援など）
- 関係機関との連携による適切な支援

(3) 介護者への支援の充実

介護を必要とする高齢者が、在宅での生活を続けていくためには、在宅サービスの整備だけではなく、8050問題やダブルケアといった複合的な課題に対応し、介護者の精神的、身体的、経済的な負担の軽減を図ることも重要です。

介護者へのアンケート調査では、介護期間が5年を超える人が24.5%で、前回調査(31.1%)と比較して減少しています。また、「介護者のつどい」について「知らない」と答えた人が56.8%で、前回調査(56.2%)と同傾向となっています。20代や30代といった若い世代が主な介護者として介護を担っている割合も、それぞれ0.2%と0.9%と一定数います。

介護疲れや経済苦などが高齢者虐待につながることもあるため、若い世代の介護者も含めた、家族介護者の健康の保持や生活の継続、負担軽減を図り、介護者のつどいの実施や介護用品の支給・貸与といった施策を進めていきます。

① 介護者のつどいの実施

これまでの主な取組状況・実績

○介護者の精神的・身体的な負担を緩和し、介護の知識や技術の習得、介護者同士の情報交換の場である介護者のつどいを実施

■介護者のつどいの実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	31	53	67
参加者数(人)	258	424	507

今後の取組の方向性

各地域包括支援センターで、多様なニーズに対応するため、対象者や内容を工夫するなど、より多くの人に参加しやすい介護者のつどいを実施します。

【事業・取組の内容】

- 地域包括支援センターによるさまざまな介護者のつどいの実施

② 介護用品の支給・貸与

これまでの主な取組状況・実績

○在宅で生活している要介護状態の高齢者等を介護している家族等の経済的負担を軽減するため、介護用品(紙おむつ、尿とりパッド)を支給

○車いすを必要とする高齢者等に対して、一時的に車いすを貸与

■介護用品支給・車いす貸与の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護用品支給者数（人）	72	63	82
車いす貸与件数（件）	59	91	86

今後の取組の方向性

介護用品支給事業、短期車いす貸与事業を引き続き実施するとともに、制度の周知を図り、介護にあたる家族等の健康の保持や生活の継続、負担の軽減に努めます。

【事業・取組の内容】

- 介護用品支給事業の実施
- 短期車いす貸与事業の実施

（4）安心して生活できる居住環境の整備

高齢者が地域において安心して生活するためには、高齢者が活動するために必要な交通手段の整備やそれぞれの生活に応じた住まいがあり、そのなかで生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活を送ることが大切です。

一般高齢者へのアンケート調査では、介護を受ける場合に希望する場所として「このまま自宅で生活したい」が32.3%と最も多くなっています。

このため、生活援助員（L S A）などによる見守り体制を充実するとともに、心身の状態や経済状況など多様な環境にある高齢者が住み慣れた自宅で暮らすことができるよう住宅改造への支援や在宅福祉事業の実施、住まいの確保、移動手段の確保について検討していきます。

① 見守り体制の充実

これまでの主な取組状況・実績

○対象集合住宅に生活援助員（L S A）を派遣し、日常の見守りや生活相談などを実施

■生活援助員の活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活援助員の人数（人）	3	3	3
活動件数（件）	8,554	8,090	8,264

今後の取組の方向性

対象集合住宅に生活援助員を派遣し、在宅生活での見守り機能の充実を推進します。

また、一人暮らしの高齢者等に対する、IoTを利用した新たな見守り支援策を調査・研究していきます。

【事業・取組の内容】

- 生活援助員（L S A）の配置による高齢者住宅等安心確保事業の実施
- 新たな見守り支援策の調査・研究

② 住宅改造への支援

これまでの主な取組状況・実績

- 住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、既存住宅を高齢者等に対応した住宅に改造するためのバリアフリー化工事に対して、費用の一部を助成

■住宅改造費助成及び住宅改修費支給の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
住宅改造費助成件数（件）	133	164	130
住宅改修費支給件数（件）	988	968	978

※住宅改造については、令和4年度より住宅改造型のみ実施

今後の取組の方向性

- 身体状況に応じた住環境を整備するため、住宅改造費助成事業の周知・啓発を行うとともに、事業の適正な実施に努めます。

【事業・取組の内容】

- 住宅改造費助成事業の実施
- 介護保険サービス（住宅改修費支給）との一体的な活用支援

③ 在宅福祉事業の実施

これまでの主な取組状況・実績

- 一般の理美容院を利用することが困難な高齢者や障がい者のため、訪問理美容を行う際の出張費に相当する金額を助成
- 介護者の疾病、介護疲れなどにより一時的に日常生活の援助を受けることができない高齢者を養護老人ホームのショートステイ等の利用につなぎ、高齢者及びその家族を支援

■訪問理美容利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請者数（人）	46	51	47
利用件数（件）	83	99	93

今後の取組の方向性

訪問理美容サービス利用助成事業は、通所介護サービスにあわせて理美容サービスを利用する等により利用者が減少傾向にありますが、周知・啓発を行い、必要な人が制度利用につながるよう努めます。

また、養護老人ホームショートステイ事業を実施し、一時的に日常生活の援助を受けることができない高齢者に対し生活の場所を提供することで、高齢者及びその家族を支援し、その後の生活の安定を図ります。

【事業・取組の内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問理美容サービスへの助成 ●養護老人ホームショートステイの実施 (介護保険サービスの短期入所サービスとは異なります。)

④ 住まいの確保

これまでの主な取組状況・実績

- 市営住宅の空き住戸修繕の際に、玄関、トイレ、浴室の手すりを設置
- 高齢者等の住宅の確保に配慮を要する人への民間賃貸住宅の供給促進を図るため、「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」を策定し、居住支援の仕組みづくりについて検討
- 市営住宅の入居者が加齢や疾病等により階段の昇降が著しく困難な場合の住替え制度を実施
- 市営住宅入居者の選考において、住宅の確保に配慮を要する高齢者世帯等を優先的に選考する制度を創設
- 生活支援ハウス運営事業として、独立して生活することに不安のある高齢者に対し介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供

■生活支援ハウスの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数(人)	10	5	2

今後の取組の方向性

「加古川市住生活基本計画」に基づき、民間住宅のバリアフリー化を促進するとともに、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画修繕や建替え(集約化)による市営住宅のバリアフリー化に取り組めます。

また、「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」に基づき、高齢者等の住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅(セーフティネット登録住宅)の供給促進に取り組めます。

さらに、加齢や疾病等により階段の昇降が困難になった人に対する市営住宅の住替えの周知と促進を行うとともに、市営住宅入居者の選考において、住宅の確保に配慮を要する高齢者世帯等を優先的に選考します。

生活支援ハウス運営事業については、利用率が低迷しており、事業の廃止について検討を進めます。

【事業・取組の内容】

- 「加古川市住生活基本計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」及び「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」による高齢者等対応仕様の住宅整備の促進
- 市営住宅の住替え促進と住宅確保のための優先選考

⑤ 移動手段の確保

これまでの主な取組状況・実績

- 市北部地域において、かこバスミニを運行
- 市南部地域において、かこバスを運行
- 神姫バス上限運賃制度の開始
- 八幡地区デマンドタクシーの運行
- 福祉バス運行事業による高齢者の外出支援

■福祉バス運行利用数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者団体利用件数（件）	35	49	84
障がい者団体利用件数（件）	6	8	15

今後の取組の方向性

公共交通の不便な地域の解消を図るため、かこバスやかこバスミニの路線再編、デマンドタクシーの拡大など、地域特性に応じたコミュニティ交通の導入を検討します。

福祉バス運行事業については、多くの市民が利用することができるよう、利用可能な団体等、運用を見直します。

また、駅やバス停、日常生活に必要な医療機関や店舗までの移動が困難な高齢者等に対する新たな移動支援策を調査・研究します。

【事業・取組の内容】

- 地域特性とニーズを踏まえた、公共交通網の再編の検討
- 福祉バスの運用見直し
- 新たな移動支援策の調査・研究

(5) 安全に暮らせる体制の推進

高齢者が地域において安全に暮らすためには、犯罪や交通事故を未然に防ぐための対策が必要なほか、災害や感染症等が発生した場合でも、普段通りの生活が継続できるように平常時から備えておく必要があります。

そのため、防災・防犯・消費者被害対策の推進、交通安全対策の推進、感染症対策の推進といった施策を進めていきます。

① 防災・防犯・消費者被害対策の推進

これまでの主な取組状況・実績

- 加古川市総合防災マップ（ハザードマップ）の配布
- 市の総合防災訓練や津波一斉避難訓練等の各種訓練を実施
- 防災に関する啓発や浸水想定区域等のハザード等を「防災出前講座」で周知
- 福祉専門職と地域が協力して個別避難計画を作成
- 避難行動要支援者への同意確認に基づき、情報提供同意者の名簿を整理し、各単位町内会へ情報提供
- 防犯に関する講座の実施
- 消費者問題に関する学習会及び町内会・老人クラブなどへの「出前講座」を実施。関係団体との連携により消費者被害防止のための啓発、市広報やホームページを通じた情報発信
- 消費生活相談員による消費生活相談の実施

■防災訓練参加者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数（人）	4,489	4,855	5,573

■消費者問題に関する学習会参加及び出前講座参加者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数（人）	117	448	610

■消費生活相談員による相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（件）	1,581	1,447	1,581

今後の取組の方向性

市民の安全安心な暮らしを維持し、自助・互助・共助による一層の普及啓発を図るため、福祉避難所の拡充など防災及び災害関係事業を実施します。

また、避難行動要支援者名簿に登録されている人の個別避難計画の作成促進に取り組みます。

悪質商法が巧妙化し、高齢者が被害にあうケースが増加していることから、消費者被害の未然防止に向けた効果的な啓発活動や消費生活相談員による出前講座を実施します。

さらに、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関と連携し、高齢者の見守りを兼ねた訪問や消費生活センターへつなげていけるような体制づくりを進めていきます。

【事業・取組の内容】

- 防災・防犯についての周知啓発、研修、訓練の機会の提供
- 個別避難計画の作成促進
- 福祉避難所の拡充
- 非常災害時における介護サービス事業者との連携
- 消費者被害防止施策の推進

② 交通安全対策の推進

これまでの主な取組状況・実績

- 高齢者がサポカーを購入する場合の費用の一部を補助
- 高齢者向け「おでかけサポート運転健康教室」（44人参加）を実施
- 高齢者の交通事故撲滅に向けて警察と協働で啓発ポスターを作成し、市内の商業施設、公共施設に掲示

■高齢者の交通事故死者数

	令和2年（1～12月）	令和3年（1～12月）	令和4年（1～12月）
高齢者死者数（人）	3	1	3

■高齢者向けの交通安全教室実施状況

	令和2年（1～12月）	令和3年（1～12月）	令和4年（1～12月）
実施回数（回）	4	2	8
参加人数（人）	160	55	245

今後の取組の方向性

高齢者の運転する自動車による交通事故の防止及び事故時における被害の軽減を図り、高齢者が安心して自動車を運転し外出できるようにするため、サポカー等の購入に係る費用の一部を補助します。

また、警察等と連携し、高齢者の交通事故撲滅に向けて交通安全対策事業を継続するとともに、自転車乗車時のヘルメット着用に関する普及啓発に取り組んでいきます。そして、さまざまな機会をとらえ、高齢者の交通安全教室の実施について広く周知を行い、教室の実施回数を増やし、さらに啓発を進めます。

高齢者の免許返納支援については、特典について広く周知を行い、運動機能や認知機能の低下などで運転に不安のある高齢者に対して、必要に応じて運転免許証の返納を促すなど、適切な相談に応じます。

【事業・取組の内容】
●交通安全の確保の推進
●高齢者の交通安全意識の高揚
●高齢者の運転免許証返納に対する支援

③ 感染症対策の推進

これまでの主な取組状況・実績

- 「新しい生活様式」を通いの場で実践できるよう、感染症対策に関する周知啓発や運営相談を実施
- 新型インフルエンザ等感染症発生時に、介護施設等へ感染症対策の徹底について周知
- 新型コロナウイルス感染症について、介護施設等でのクラスターが発生しないよう、感染症対策の周知徹底
- 関係機関の会議や研修会をオンライン化して実施

今後の取組の方向性

感染症対策の推進により、施設への注意喚起や、感染対策マニュアル等に沿った対応の指導など、感染防止策の徹底及び継続的な介護サービスの提供体制の確保に努めます。

【事業・取組の内容】
●感染症対策についての周知啓発
●介護施設等における感染症対策の推進

(6) 権利を守る取組の推進

高齢者が増加するなかで、地域で尊厳ある生活を維持し、安定して暮らしていくためには、権利を守る仕組みづくりが重要となります。

介護支援専門員へのアンケート調査では、高齢者虐待を疑う事例に遭遇したときに市や地域包括支援センターに通報したことがある人の割合は92.5%となっており、前回調査(64.0%)に比べて、虐待の発見・対応への意識が高まっているといえます。

本市では、地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待の早期発見・対応に努めています。引き続き警察や民生委員・児童委員等と連携しながら、虐待の防止の推進に努めるとともに、成年後見制度の利用支援も進めていきます。

① 高齢者虐待防止の推進

これまでの主な取組状況・実績

- 高齢者への虐待発見時に、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察等の関係団体と行政が連携し、必要な支援を実施
- 虐待防止に関する普及啓発のため、地域包括支援センターが虐待防止出前講座を実施

今後の取組の方向性

今後も、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者やその家族に対する適切な支援を行うために、市と地域包括支援センターが中心となり、虐待防止ネットワークの構築及び虐待防止に関する普及啓発に取り組みます。

【事業・取組の内容】

- 虐待防止施策の推進
- 虐待防止の普及啓発

② 成年後見制度の利用支援

これまでの主な取組状況・実績

- 自分らしく安心して生活をするためにその人の権利を守る支援を行う相談窓口として、成年後見支援センターを設置
- 認知症、知的障害、精神障害などの人の権利と財産を守るため、成年後見制度を利用できるように支援

■成年後見制度の利用支援

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市長申立件数（件）	9	10	12
報酬助成件数（件）	17	23	28

今後の取組の方向性

成年後見支援センターを中心に、制度の普及啓発及び利用支援、相談支援を行います。

また、市民だけでなく、関係者に対しても制度の理解促進を図るため、関係団体職員などの支援関係者を対象とした研修等を実施します。

さらに、成年後見人が孤立し負担を抱え込むことがないように、チームによる本人支援体制の整備について、成年後見支援センターを中心に、関係機関とのネットワークの構築、連携強化を図ります。

【事業・取組の内容】

- 成年後見制度の普及啓発と利用支援
- 成年後見支援センターを中心とする権利擁護事業の充実

5. 高齢者の明日を支える人づくり（人づくり）

（1）介護や相談業務に携わる人への支援の充実

国（厚生労働省）の推計によると、令和22（2040）年には約69万人の介護人材が不足すると見込まれており、介護人材の確保と介護現場の生産性向上の取組の推進は地域包括ケアシステムを支えるものとして重要とされています。

本市が令和5年度に実施した「介護サービス事業所調査」では、人材確保に関して有効な取り組みとして、「介護職のイメージアップ」、「介護未経験者に対する研修」、「キャリアアップ支援」が上位にランクインしています。

そこで、本市においても、県や関係機関と連携して「多様な人材の雇用促進」、「人材の育成・資質の向上」、「介護現場の生産性向上」の観点から、これまでの取組をさらに推進・拡充していきます。

① 介護や相談業務に携わる人の創出、育成

これまでの主な取組状況・実績

- 介護事業所における介護職の能力向上を図るため、介護福祉士試験に必要な実務者研修の費用を補助

■介護人材育成支援助成の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助対象受講者数（人）	2	11	2

■介護福祉士割合が最も高いサービス提供体制強化加算を取得する地域密着型サービス事業所数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数（事業所）	11	13	19

- 訪問看護師・訪問介護員の安全確保及び離職防止のため、利用者等の同意が得られなかった場合の2人体制でサービスを提供する事業者に対する補助を実施
- 学校教育の一環である「トライやる・ウィーク」において介護事業所での就労体験を実施
- ハローワークと連携し、介護業界へ就労を希望する方への情報提供コーナーを庁舎内に設置
- 各種団体が実施する福祉分野の就職フェアや就職説明会等の情報提供

今後の取組の方向性

介護人材の確保のため、介護職の魅力発信や介護職未経験者、中高齢者、外国人など様々な人材層を対象に、雇用促進につながる支援を行うとともに、介護職員のキャ

リアアップによる処遇改善や介護サービスの質の向上を図るため、介護職員等へ向けた各種研修受講時の補助制度を充実させます。

また、介護職員の離職を防止し、働きやすい職場環境を整備するため、安全確保やハラスメント防止対策への支援を継続していきます。

さらに、介護現場の生産性向上と介護職員の負担軽減を図るため、ロボットやICTの活用を促進する取組への支援を継続するとともに、各種書類の見直しや手続きの簡素化を図る取組を進めます。

【事業・取組の内容】

- 介護人材の確保と資質の向上
- 外国人介護人材の雇用促進・定着に向けた支援
- 離職防止・定着促進のための働きやすい職場環境の整備
- 処遇改善・サービスの質向上に向けたキャリアアップ支援制度の充実
- 生産性向上のための介護ロボットやICT機器等の活用の促進
- 介護人材の確保・育成のための教育現場との連携
- 介護の仕事の魅力発信・魅力向上を図る取組の推進
- 各種団体との連携による介護人材創出のための調査・研究

（2）多様な地域主体への支援・連携

今後、高齢者が増加する一方で、高齢者を支える介護人材の不足が懸念されます。このようななか、地域のボランティアやNPOなどによる市民の主体的・自発的活動は、高齢者の日常生活を支えるサービスの担い手として重要な役割を果たします。

また、高齢者自身が担い手として参加することで、自らの介護予防が期待されるとともに、地域社会を支える担い手として活動していけるよう支援していくことが大切です。

そのため、ボランティアの発掘・育成・支援、多様な地域主体との連携といった施策を進めていきます。

① ボランティアの発掘・育成・支援

これまでの主な取組状況・実績

- 社会福祉協議会のボランティアセンターにおける、ボランティア情報の発信やボランティア養成講座の開催、ボランティア団体のコーディネート事業への支援
- 通いの場のリーダーを育成するため、いきいき百歳体操サポーター養成講座を実施
- 高齢者の通院をサポートする生活支援サービスのボランティアの発掘
- 生活援助型訪問サービスの事業に従事する人や、高齢者の生活の支援を行うため知識を身に付けたい人に対して、必要な技術・知識等の習得を目的とした研修を実施し、受講者の就労へとつなげる

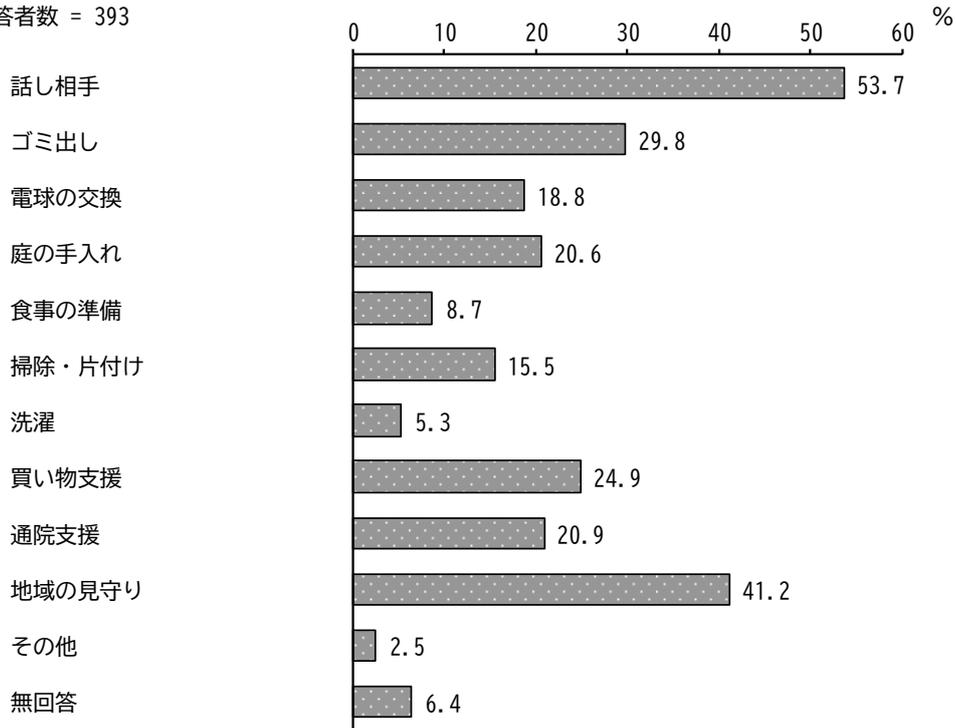
■日常生活サポーター養成研修会実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修実施数	2回 44名修了	2回 38名修了	2回 28名修了

■高齢者のボランティア活動への意欲調査

(一般高齢者アンケートより)

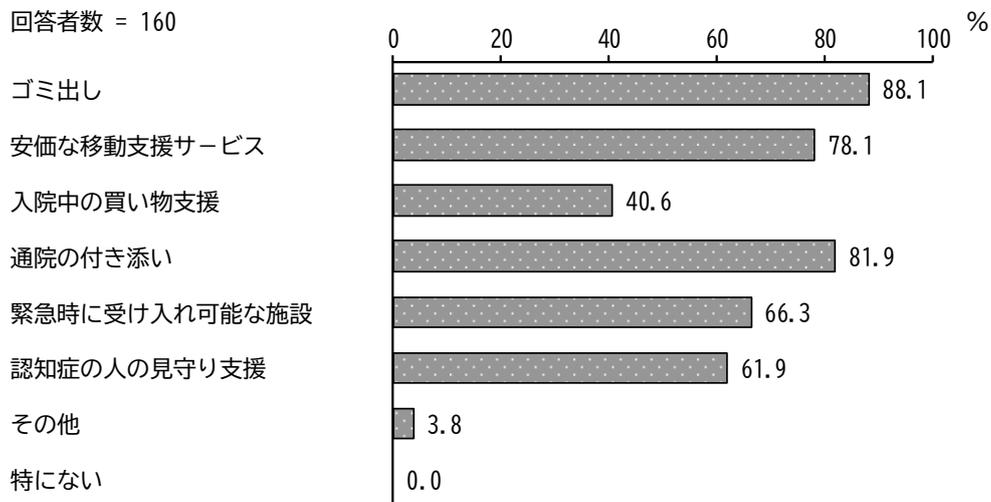
回答者数 = 393



■参考 介護サービス以外で望む支援・サービス調査

(介護支援専門員アンケートより)

回答者数 = 160



今後の取組の方向性

介護支援専門員から見て、介護サービス以外であれば良いと思うサービスとして「ゴミ出し」や「通院の付き添い」「安価な移動支援サービス」などがありますが、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、これらのサービスを必要とする高齢者も増加します。公助によるサービスの充足も検討しつつ、一般高齢者の18.2%がボランティア活動に意欲を持っており、「話し相手」や「地域の見守り」「ゴミ出し」などに多く意欲を示していることから、特に双方に共通するような生活支援サービスを、高齢者を含む多世代が担うことができるよう支援していきます。

また、サービスを必要とする人と担い手をマッチングできるような仕組みづくりを検討します。

さらに、ボランティアセンターや生活支援コーディネーターとの連携により、ボランティアに関する情報共有を図り、市民に情報提供できる仕組みの整備を進めるとともに、ポイント付与や有償ボランティア等、人材確保に向けた仕組みづくりを検討します。

【事業・取組の内容】

- ボランティアニーズとサービスとのマッチングの仕組みの検討
- 生活支援コーディネーター、ボランティアセンターなどとの連携によるボランティア育成・支援
- 高齢者のボランティア活動への支援や積極的な参画への支援
- 高齢者ボランティアの啓発や研修機会の提供などの環境整備
- 介護予防事業サポーターの養成及び研修の開催
- 人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア制度等の検討
- 生活支援サービスの担い手の養成

② 多様な地域主体との連携

これまでの主な取組状況・実績

- 見守り協定の実施（締結）
- 買い物弱者支援として民間事業者との連携による移動販売の実施

今後の取組の方向性

少子高齢化・人口減少のなかで、地域の高齢者のニーズやそれを支える体制を実現するために、地域の民間企業、自治会、ボランティア、NPOや医療介護専門職など多様な主体の活動を把握し、連携・協働しながら地域の支援ニーズをつなげる体制を目指します。

また、高齢者が自宅や地域の集会所等で受診、買い物など必要なサービスが受けられる新たな移動型の生活支援サービスについても調査・発掘していきます。

【事業・取組の内容】

- 多様な活動主体との連携強化
- 生活に必要な移動型サービスの調査・発掘